

特定震災特例経営強化指導計画

【いわき信用組合】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第4項の
規定により適用される同法第33条第2項)



2025年11月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに

1. 前経営強化指導計画の総括	・・・・ 1
2. 経営強化指導計画の実施時期	・・・・ 1
3. 経営指導方針	・・・・ 1
4. 経営指導の内容	・・・・ 2
(1) 経営指導契約の内容	
(2) 損害担保契約の内容	
(3) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	
(4) 被災債権の管理及び回収に関する指導	
5. 経営指導体制の強化	・・・・ 4
6. 経営指導のための施策	・・・・ 5
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	
7. 協定銀行が保有する信託受益権等の額及びその内容	・・・・ 9
(1) 信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	
8. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容	・・・・ 10
(1) 信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	

【はじめに】

当会では、2011年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する円滑な資金供給を担う重要な金融機関であるいわき信用組合に対し、2012年1月に資本増強支援を行うにあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という）附則における特定震災特例を活用いたしました。

これにより、いわき信用組合では、東日本大震災により深刻な打撃を受けたいわき市をはじめ、相馬市、南相馬市などの被災地域等において十分な金融仲介機能を発揮することができました。

こうした中、いわき信用組合の営業地区におきましては、復旧計画に基づく社会インフラの整備等は着実に進展している一方で、東日本大震災の原発事故に伴う風評被害はなお継続しているほか、近年の自然災害による被災も重なり、地域経済の停滞や市場規模の縮小が懸念される厳しい状況が続いております。

このため、いわき信用組合に対しましては、引き続き、直接・間接被害を受けた地域の皆様に対する円滑な資金供給を通じ、被災者支援・地域復興に貢献することが求められております。

当会といたしましては、信用組合業界の系統中央機関として、いわき信用組合が今後も地域のために不可欠な金融機関として持続し、地元の事業者、生活者の方々の資金需要に応じ地域の復興・経済活性化に資すること、また公的資金の返済に向けて取り組んでいくため、特定震災特例経営強化指導計画に基づく指導を含め、いわき信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

1. 前経営強化指導計画の総括

当会では、2016年4月から2021年3月までの5カ年において、前特定震災特例経営強化指導計画に基づき、当組合の前特定震災特例経営強化計画達成に向けた取り組みへの指導を行ってまいりました。

この間、いわき信用組合では、被災された地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する安定的かつ円滑な資金供給を実現し、十分な金融仲介機能を発揮いたしましたほか、財務基盤の充実も図られております。

当会といたしましては、引き続き、いわき信用組合に対し、詳細なヒアリング及び充実したサポート等を通じ、いわき信用組合の特定震災特例経営強化計画の進捗管理に努めていくとともに、計画との乖離が生じた場合につきましては、実態把握・検証に努め、共通した課題認識の醸成及び具体的な改善策の立案、実効性ある施策実施に繋げていくための指導・助言に取り組んでまいります。

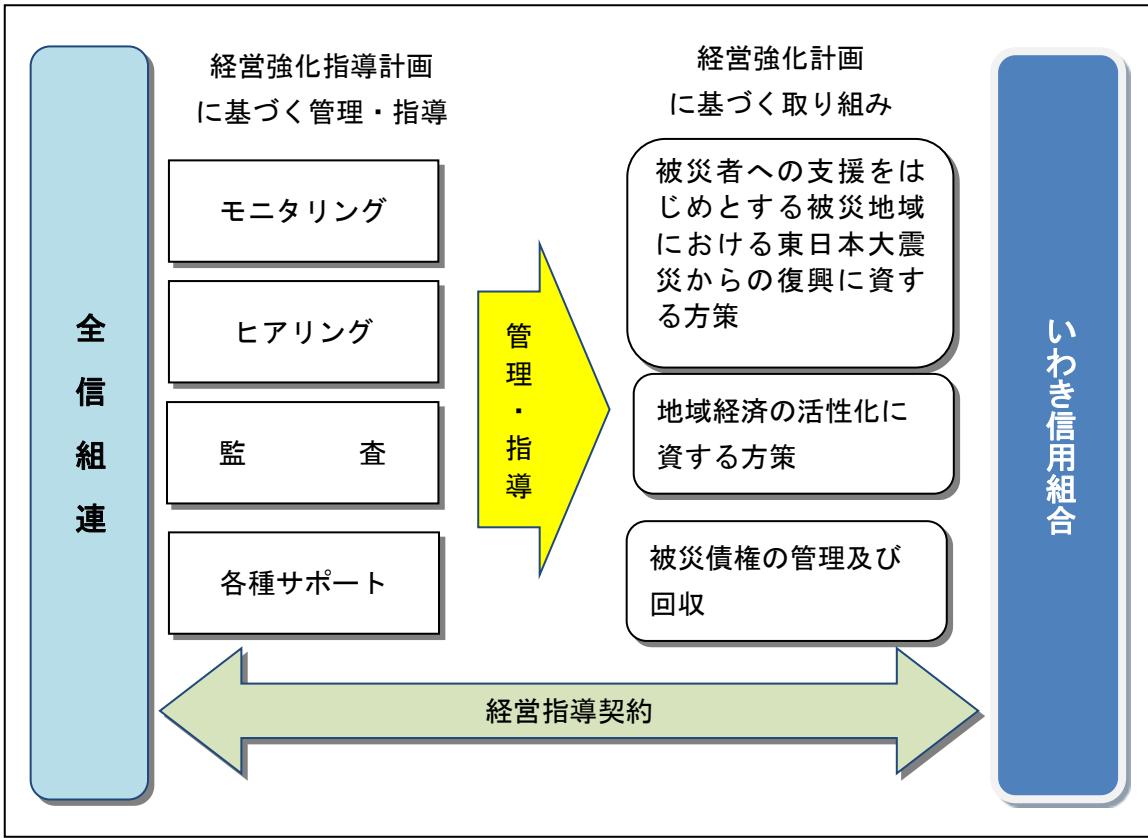
2. 経営強化指導計画の実施時期

いわき信用組合が金融機能強化法附則第11条第4項の規定により適用される同法第33条第1項の規定に基づき策定する特定震災特例経営強化計画（以下「経営強化計画」という）の実施期間は2021年4月より2026年3月までであることから、当会は、同法附則第11条第4項の規定により適用される同法第33条第2項の規定に基づき、2021年4月より2026年3月までの特定震災特例経営強化指導計画（以下「経営強化指導計画」という）を策定し、いわき信用組合の健全な業務運営のもとでの円滑な経営強化計画実施のサポートに努めてまいります。

なお、今後、経営強化指導計画に記載された事項につきまして重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

3. 経営指導方針

当会は、金融機能強化法を活用するにあたり、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構の監査などによる管理・指導及び助言等、経営強化指導計画に掲げた施策を円滑かつ確実に実施することにより、いわき信用組合の健全な業務運営のもとでの着実な経営強化計画の履行をサポートするとともに、中小規模事業者への信用供与の円滑化や地域経済の活性化に向けての取り組み、内部管理態勢の充実・強化について、適時・適切に指導してまいります。



4. 経営指導の内容

(1) 経営指導契約の内容

① 契約期間

当会では、いわき信用組合との間で、金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき、経営指導契約を締結しております。

当該契約の締結日は、2012年1月18日（同法第26条の規定に基づき、当会が買取りを求める信託受益権にかかる優先出資のうち、いわき信用組合が発行するものの払込期日）とし、期日は同法附則第16条第3項の規定に基づく経営が改善した旨の認定または同法附則第17条第2項の規定に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとしております。

② 指導及び助言

当会では、経営指導契約に基づき、いわき信用組合に対し、被災債権の管理及び回収に関する指導、内部管理態勢の充実・強化、その他業務の改善のために、定期的なヒアリングなどを通じて必要な指導・助言を行ってまいります。

また、施策の進捗状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

③ 報告書等の提出

当会では、経営指導契約に基づき、いわき信用組合に対し、その業務及び財産の状況に関する以下のような報告を適時・適切に求めてまいります。

- ◇ 経営強化計画の履行状況報告（半期毎）
- ◇ 被災債権の管理及び回収に関する報告等（半期毎）
- ◇ 各期末における財務諸表等（半期毎）
- ◇ 業務改善計画の取組の進捗に関する報告等（四半期）
- ◇ その他業務及び財産の状況にかかる報告（隨時）

④ モニタリング及び監査

当会では、経営指導契約に基づき、いわき信用組合に対し、経営強化計画の進捗状況等にかかる定期または随時のモニタリング、監査機構による監査を実施し、必要な指導・助言を行うこととしております。

（2）損害担保契約の内容

金融機能強化法附則第19条第1項において、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、預金保険機構に対し、被災債権の譲渡その他の処分について締結した損害担保契約により生じる損失の一部を補填するための契約の締結を申し込むことができるとされておりますが、いわき信用組合は、現時点で被災債権の譲渡その他の処分について、損害担保契約を締結することは想定しておりません。

また、将来において、損害担保契約が必要とされる場合には、いわき信用組合とも慎重に協議し、対応を図ってまいります。

（3）被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

被災者支援及び東日本大震災からの復興に向けた地域経済の復興・活性化に向け、各施策の実施状況及び実績、コロナ禍への対応状況の把握に努めるとともに、引き続き、ビジネスマッチング展の開催やクラウドファンディングを通じた取引先支援に係るサポートを実施し、更なる地域経済の復興・活性化が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

(4) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう、ヒアリング等を通じ、取組状況の確認と継続的な指導・助言を行ってまいります。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期毎に実績報告を受け、被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行ってまいります。

② 被災者に対する融資条件の弾力化等に関する方策への指導

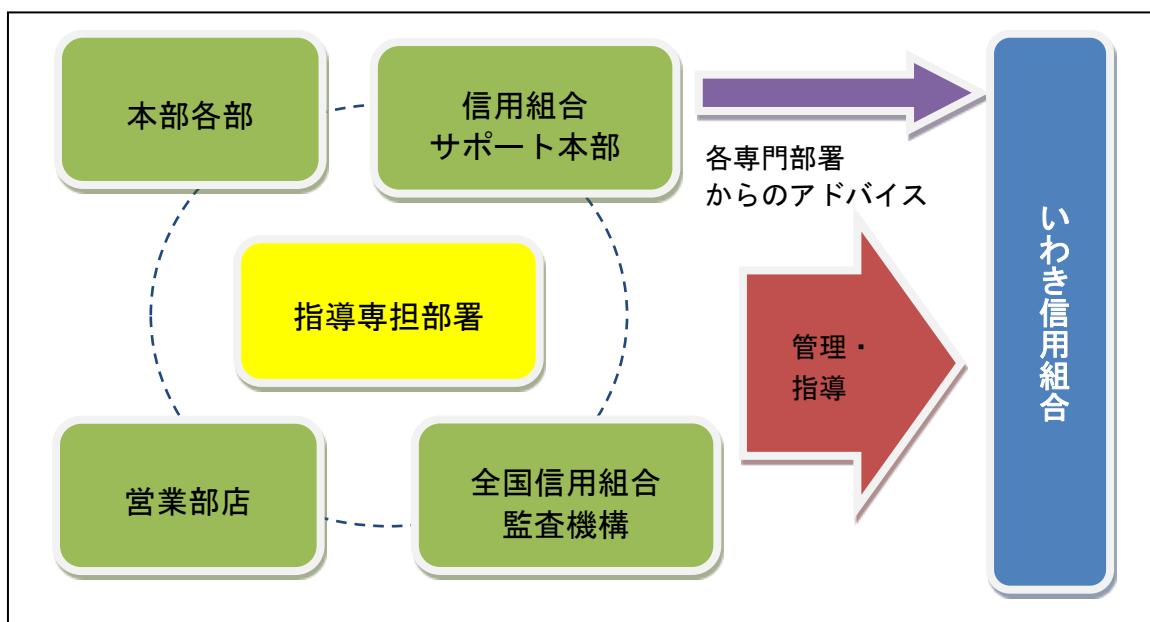
いわき信用組合では、被災者に対する融資条件の弾力化及び積極的な融資への取り組みを行っております。

当会では、ヒアリング等を通じて、貸出条件に対する弾力的な取扱いの実施状況の把握を行うとともに、被災者の状況に応じて適時・適切な対応が図られているかの確認を行い、継続的な指導・助言を行ってまいります。

5. 経営指導体制の強化

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理対応の充実化を図るため、管理・指導の専担部署を設置し、経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

専担部署では、いわき信用組合の各取り組みについて多方面からの検証を適切に実施するため、信用組合サポート本部、全国信用組合監査機構、本部各部及びいわき信用組合の管轄営業部店と連携し、当組合に対するサポートに取り組み、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



6. 経営指導のための施策

(1) 経営強化計画の進捗管理

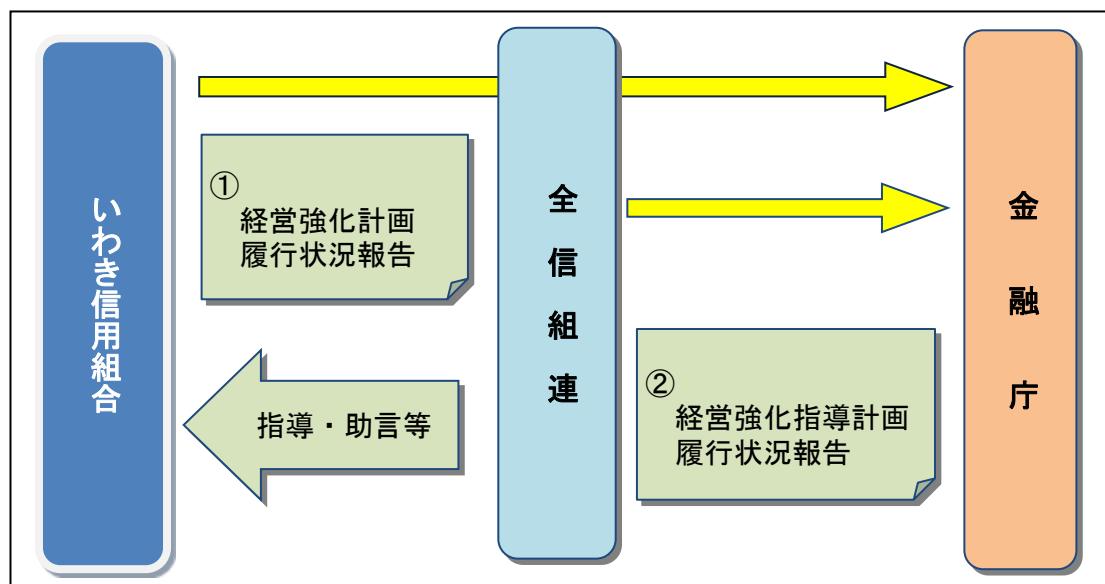
当会は、いわき信用組合の経営強化計画について、定期的な報告等を通じて、計画の進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、計画の円滑な実施に必要な指導・助言を行ってまいります。

① 経営強化計画の履行状況報告

いわき信用組合が金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として作成する経営強化計画の履行状況報告の提出を受け、進捗状況の分析、問題点の把握を行い、改善策の検討等を行ってまいります。

② 経営強化指導計画の履行状況報告

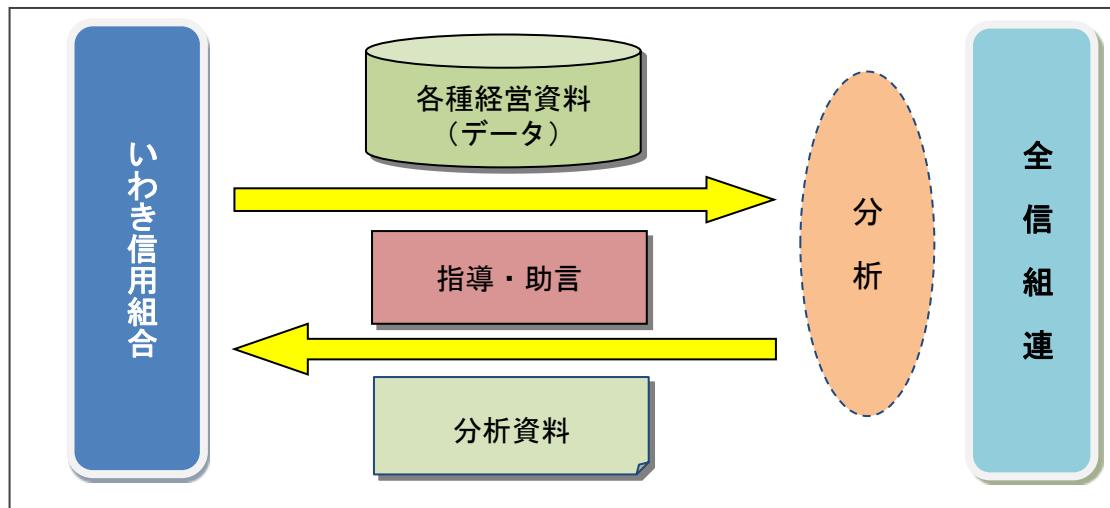
当会は、金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として、経営強化指導計画の履行状況を金融庁へ報告いたします。



(2) モニタリング、ヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、いわき信用組合から定期的（月次、半期）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、必要な指導・助言を行ってまいります。



- a. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。
- b. 半期モニタリング（リスク管理）

半期毎に大口先や業種別の与信状況を把握し、金額の推移、保全やポートフォリオの状況等について検証するほか、有価証券の評価損益及び感応度（リスク）を把握のうえ、自己資本（健全性）に与える影響等について検証し、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。
- c. 経営分析資料の提供

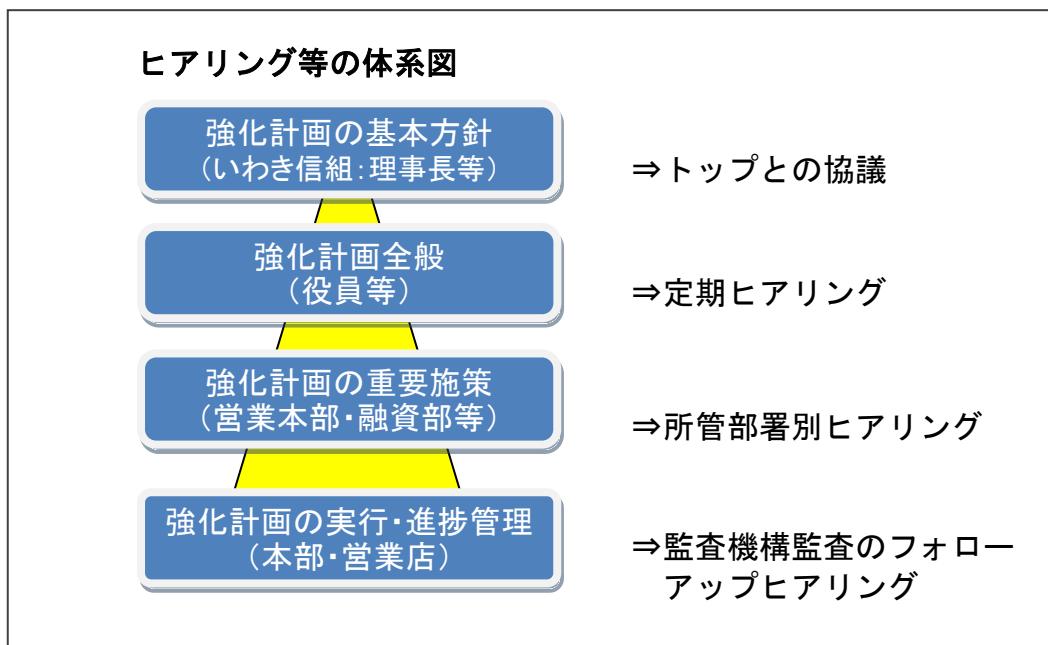
年度末決算状況の分析にあたり、信用組合業界における預金量規模別や業態別の比較、問題点を取り纏めた資料を提供するとともに、収益シミュレーション資料の作成、還元を行い、問題認識の共有を図り、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

[分析の内容]

経営基盤分析、資産内容分析、収益性分析、自己資本分析

② 協議、ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより、計画の達成に向けた各種取り組みをサポートしてまいります。



a. トップとの協議

理事長をはじめとした当会の経営陣による当信用組合の経営陣との個別面談・協議を通じ、経営強化計画の検証や、基本方針にかかる指導・助言を適宜実施してまいります。

[協議対象者] 理事長（役員）

b. 定期ヒアリング

定期的または随時、当会役員・指導専担部署または、管轄営業部店によるヒアリングを行い、経営強化計画の推進体制、進捗状況及び経営状況に関するヒアリングを実施し、現状の把握、問題点の共有化を行ってまいります。

また、課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

[ヒアリング対象者] 役員、部長

c. 所管部署別ヒアリング

定期ヒアリング時に経営強化計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う所管部署別にヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲が絞られたヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導体制を強化してまいります。

[ヒアリング対象者] 業務推進部、融資部

d. 監査機構監査のフォローアップヒアリング

監査機構監査の検証結果にかかる対応状況について、ヒアリングを行い、継続的な状況把握と課題未解消先に対する指導・助言の強化を行うことで、各種リスクの抑制に努めてまいります。

(3) 監査機構による検証・助言

当会は、いわき信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施いたします。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク、内部管理態勢等の検証を通じて、経営改善に向けた助言を行ってまいります。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、いわき信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要と判断される措置を実施いたします。

① 人的支援の実施

いわき信用組合の経営体制の強化を図るため、当会から人的支援（常務理事の派遣）を実施しております。

② 融資推進、債権管理にかかる情報提供

いわき信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理にかかる取組事例を当信用組合に情報提供してまいります。

③ 事業再生支援へのサポート

ヒアリング等を通じ、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組状況の把握を行うとともに、いわき信用組合からの相談に応じ、お取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、他の信用組合とのお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取り組みを適切にサポートしてまいります。

④ 資金運用サポートの実施

いわき信用組合の資金運用をサポートするため、運用方針・計画策定のほか、個別銘柄の購入・売却等にあたり隨時相談に応じてまいります。

また、必要に応じて ALM にかかるデータ整備や運営に関する指導・助言のほか、資金運用にかかるトレーニングの受入等を実施し、リスク管理体制及び人材育成の強化をサポートしてまいります。

- ⑤ 内部管理態勢の充実・強化に向けたサポートの実施
 いわき信用組合の内部管理態勢の充実・強化に向け、当会の本部各部および所管営業店が連携し、いわき信用組合の取組をサポートしてまいります。

7. 協定銀行が保有する信託受益権等の額及びその内容

(1) 信託受益権の額及び内容

項目	内 容
1 信託	いわき信用組合優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3 設定期信託財産	いわき信用組合優先出資証券 200 億円
4 信託設定時元本	175 億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円 T I B O R (12 ヶ月物) または 8 % のうちいずれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2012 年 1 月 18 日
8 受益権譲渡日	2012 年 1 月 18 日
9 信託予定期間	14 年（延長可能）
10 期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される
11 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする
12 譲渡	可
13 委託者	全国信用協同組合連合会
14 受託者	三井住友信託銀行
15 受益者	整理回収機構
16 信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

いわき信用組合が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、当会が 200 億円の優先出資を引受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために 175 億円の信託受益権の買取りを受けたものです。

買取額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 8 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 9 を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

8. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額及び内容

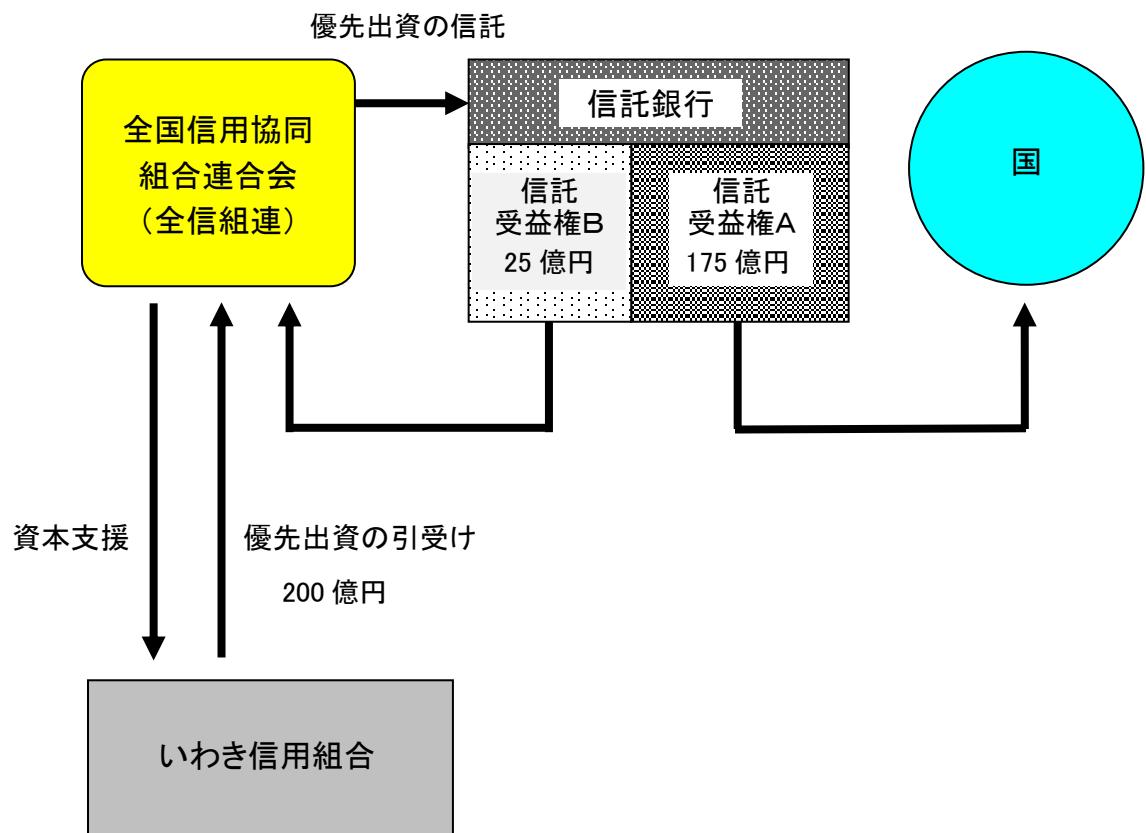
項目	内 容
1 信託	いわき信用組合優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3 設定時信託財産	いわき信用組合優先出資証券 200 億円
4 信託設定時元本	25 億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円 T I B O R (12 ヶ月物) または 8 % のうちいざれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2012 年 1 月 18 日
8 受益権譲渡日	2012 年 1 月 18 日
9 信託予定期間	14 年（延長可能）
10 期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される
11 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする
12 譲渡	不可
13 委託者	全国信用協同組合連合会
14 受託者	三井住友信託銀行
15 受益者	全国信用協同組合連合会
16 信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

いわき信用組合が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、当会が 200 億円の優先出資を引受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために 175 億円の信託受益権の買取りを受け、25 億円の信託受益権を当会が保有するものです。

保有額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 2 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 1 を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）



以 上